

令和3年4月19日

公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会  
理事長 樋口 恢作 様

神奈川県知事 黒岩 祐治  
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年4月16日、政府が本県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)に基づくまん延防止等重点措置を4月20日～5月11日まで適用したことを受け、本県では、横浜市、川崎市、相模原市の3市を「措置区域」に決定するとともに、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

事業者の皆様への要請・働きかけ事項は別紙のとおりですので、貴団体におかれては該当事項についてご対応いただくとともに、貴団体の構成員等へもお知らせくださいますようお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ (令和3年4月16日)
- 2 (別紙)事業者の皆様へ
- 3 特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針(令和3年4月16日制定)

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課  
高齢福祉グループ 春川、長沼  
電話 045-210-4846 (直通)